

助成金で

最大
上限 20万円

優しい環境づくりを！

障害のある人が
もっと暮らしやすい街をめざして
事業者等が行う合理的配慮の
提供に要する費用を助成しています



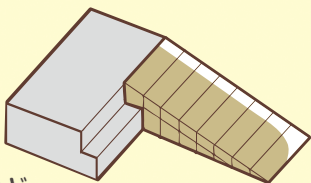
助成内容

豊川市では障害者差別解消法に基づき、事業者等が行う合理的な配慮の提供に係る費用の助成を行っています。

① 工事施工費

上限 20 万円

例) スロープ、
手すりの設置など



② 物品購入費

上限 10 万円

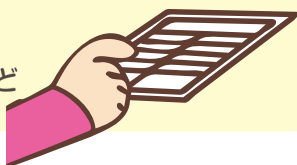
例) 筆談ボード、
折り畳み式スロープの購入など



③ コミュニケーションツール作成費

上限 5 万円

例) 点字メニュー作成など



助成対象者

● 市内で事業等を行う者であって、不特定多数の利用者が見込まれる事業所等であること
(営利・非営利は問いませんが、一部制限があります)

注意事項

- 助成を受けるには事前申請が必要です
(すでに施工、購入、作成したものは対象外)
 - 同一事業者等からの同一助成内容への助成金交付は、年度で1回までです
 - この助成のほかに助成金、補助金等を利用している場合は、この助成は利用できません
 - 事業主または従業員等向けのものである場合は、この助成は利用できません
- ・ この助成に関する詳細は、市HPをご覧ください

お問い合わせ
お申し込みは



豊川市福祉部障害福祉課

TEL:0533-89-2131 FAX:0533-89-2137

E-mail shogaifukushi@city.toyokawa.lg.jp

TOY KAWA